

一宮監公表第9号

平成29年1月30日

一宮市監査委員 佐藤章次

一宮市監査委員 岸澤修

一宮市監査委員 岡本将嗣

一宮市監査委員 柴田雄二

市民健康部の定期監査及び行政監査結果報告について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、市民健康部の監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

市民健康部の定期監査及び行政監査結果報告

1 監査対象

市民健康部（市民課、各出張所、尾西事務所、木曾川事務所、中央看護専門学校）の財務事務及び行政事務の状況並びに施設の管理状況

（監査対象の期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）

2 監査場所

監査事務局、関係各課及び各施設

3 実施年月日

平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 1 月 26 日まで

4 監査方法

- （1）書類の審査
- （2）資料に基づく説明の聴取
- （3）施設の現況調査

5 監査結果

本監査はあらかじめ提出を求めた監査資料を基にし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までの間における財務事務及び行政事務の状況並びに施設、備品の維持管理について、関係書類・諸帳簿等の提出を求めるとともに、市民健康部長、次長、担当課長等関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。

この監査結果からみると、事務及び予算の執行状況については、おおむね適正に処理されており、施設及び備品の管理についてもおおむね良好になされていた。一部で見受けられた留意事項については、各課について記述する中で述べる。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

以下各課について記述する。

予算執行状況の表からは、給料・職員手当等・共済費は除外した。ただし、臨時職員に係る共済費は計上した。

組織及び事務分掌は、平成 28 年 9 月 30 日現在のものを掲載した。

◎ 市民課

1 組織及び事務分掌

(1) 市民課（各出張所を除く）

組 織		事 務 分 掌
課 長 名	戸籍・住民グループ 38名	○住民実態調査に関する事務 ○戸籍、住民基本台帳その他の統計に関する事務
	専任課長 1名	○外国人住民に関する事務
	課長補佐 5名	○出張所の管理及び運営に関する事務
	主 査 6名	○市営墓地に係る許可等の手続に関する事務
	主 任 6名	○戸籍、住民基本台帳及び印鑑に係る各種届、申請 等の受付、諸証明及び閲覧に関する事務
	主 事 15名	○戸籍又は住民基本台帳に係る各種届出に伴う各種 届、申請等の受付及び保険証の交付に関する事務
	書 記 5名	○埋火葬の許可及び斎場の使用の許可等に関する事 務
	管理グループ 4名	○各種公簿等の整備及び管理に関する事務
	専任課長(再掲) 1名	○人口動態調査に関する事務
	課長補佐 1名	○人権擁護委員及び人権相談所開設に関する事務
	主 査 1名	
	主 事 1名	
書 記 1名		
窓口案内担当 3名		
嘱 託 3名		
計 48名（市民健康部長、次長を含む）		

(2) 各出張所

組 織	出張所長	課長補佐	主査	主任	主事	書記	外務長	外務員	嘱託	計
	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
葉 栗 出張所	1	1	1	1	—	—	—	—	—	4
西 成 〃	1	1	1	1	1	—	1	1	—	7
丹陽町 〃	1	1	1	2	—	—	—	—	—	5
浅井町 〃	1	1	1	1	—	—	—	—	—	4
北方町 〃	1	1	1	1	—	—	—	—	—	4
大和町 〃	1	1	2	—	—	1	1	1	1	8
今伊勢町 〃	1	1	1	1	—	—	—	—	—	4
奥 町 〃	1	1	1	1	—	—	—	1	—	5
萩原町 〃	1	1	1	1	—	—	—	1	—	5
千秋町 〃	1	1	1	—	1	—	—	—	—	4
事 務 分 掌										
<p>○出張所施設の管理に関すること。</p> <p>○公印の管守に関すること。</p> <p>○戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関すること。</p> <p>○国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付及び保険証の交付に関すること。</p> <p>○国民年金に関する各種届、申請書等の受付に関すること。</p> <p>○埋火葬の許可及び斎場使用の許可に関すること。</p> <p>○母子健康手帳の交付に関すること。</p> <p>○市税の各種届、申告書等の受付及び証明に関すること。</p> <p>○生活保護家庭関係者の医療券に関すること。</p> <p>○介護保険に関する各種届、申請書等の受付に関すること。</p> <p>○広報及び各種文書の配付に関すること。</p> <p>○上に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。</p>										

2 予算執行状況

歳 入

○市民課（各出張所を除く）

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・1 総務使用料	円 1,169,000	円 598,672	円 598,672	円 0	円 0	% 51.2	% 100.0
12・2・1 総務手数料	95,870,000	22,581,200	22,378,100	0	203,100	23.6	99.1
12・2・3 衛生手数料	—	13,400	12,800	0	600	—	95.5
13・2・1 総務費 国庫補助金	61,424,000	0	0	0	0	0.0	—
13・3・1 総務費 国庫委託金	1,434,000	754,000	754,000	0	0	52.6	100.0
14・3・1 総務費 県委託金	584,000	222,000	222,000	0	0	38.0	100.0
15・2・2 物品売払収入	665,000	251,201	251,201	0	0	37.8	100.0
19・6・2 弁償金	500,000	92,600	91,600	0	1,000	18.5	98.9
19・6・8 雑入	649,000	3,310	3,300	0	10	0.5	99.7
計	162,295,000	24,516,383	24,311,673	0	204,710	15.1	99.2

（注）市民課（各出張所を除く）の歳入の予算現額は、市民課において計上された額を掲載している。衛生手数料の予算現額については、清掃対策課において一括して計上されており、また、総務手数料、弁償金及び雑入の予算現額については、尾西及び木曾川事務所の窓口課、各出張所分が含まれている。また、総務使用料の全部及び雑入の一部の歳入は、各出張所に関する歳入であるが、市民課分として計上されている。

◇葉栗出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 1,626,750	円 1,620,950	円 0	円 5,800	% —	% 99.6
12・2・3 衛生手数料	—	23,200	23,200	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	8,000	8,000	0	0	—	100.0
19・6・8 雑入	—	310	310	0	0	—	—
計	—	1,658,260	1,652,460	0	5,800	—	99.7

(注) 各出張所の歳入の予算現額は、市民課等において一括して計上されているため、本表には、数値を掲載していない。

◇西成出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 3,512,500	円 3,494,250	円 0	円 18,250	% —	% 99.5
12・2・3 衛生手数料	—	48,800	48,800	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	23,000	22,600	0	400	—	98.3
19・6・8 雑入	—	1,561	1,561	0	0	—	100.0
計	—	3,585,861	3,567,211	0	18,650	—	99.5

◇丹陽町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 3,659,350	円 3,630,000	円 0	円 29,350	% —	% 99.2
12・2・3 衛生手数料	—	53,600	53,600	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	18,400	18,400	0	0	—	100.0
19・6・8 雑入	—	17,089	17,089	0	0	—	100.0
計	—	3,748,439	3,719,089	0	29,350	—	99.2

◇浅井町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 1,987,150	円 1,977,950	円 0	円 9,200	% —	% 99.5
12・2・3 衛生手数料	—	68,800	68,800	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	9,600	9,400	0	200	—	97.9
19・6・8 雑入	—	2,270	2,270	0	0	—	100.0
計	—	2,067,820	2,058,420	0	9,400	—	99.5

◇北方町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 1,290,150	円 1,270,900	円 0	円 19,250	% —	% 98.5
12・2・3 衛生手数料	—	20,800	20,800	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	5,800	5,800	0	0	—	100.0
19・6・8 雑入	—	1,665	1,665	0	0	—	100.0
計	—	1,318,415	1,299,165	0	19,250	—	98.5

◇大和町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 4,132,950	円 4,107,950	円 0	円 25,000	% —	% 99.4
12・2・3 衛生手数料	—	64,800	64,000	0	800	—	98.8
19・6・2 弁償金	—	22,400	22,200	0	200	—	99.1
19・6・8 雑入	—	2,872	2,872	0	0	—	100.0
計	—	4,223,022	4,197,022	0	26,000	—	99.4

◇今伊勢町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 1,917,300	円 1,903,650	円 0	円 13,650	% —	% 99.3
12・2・3 衛生手数料	—	36,800	36,800	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	14,800	14,800	0	0	—	100.0
19・6・8 雑入	—	1,090	1,090	0	0	—	100.0
計	—	1,969,990	1,956,340	0	13,650	—	99.3

◇奥町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 1,462,650	円 1,453,850	円 0	円 8,800	% —	% 99.4
12・2・3 衛生手数料	—	38,400	38,400	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	8,000	7,800	0	200	—	97.5
19・6・8 雑入	—	500	500	0	0	—	100.0
計	—	1,509,550	1,500,550	0	9,000	—	99.4

◇萩原町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 2,088,750	円 2,076,450	円 0	円 12,300	% —	% 99.4
12・2・3 衛生手数料	—	68,800	68,800	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	10,200	10,000	0	200	—	98.0
19・6・8 雑入	—	3,432	3,422	0	10	—	99.7
計	—	2,171,182	2,158,672	0	12,510	—	99.4

◇千秋町出張所

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 2,079,100	円 2,063,300	円 0	円 15,800	% —	% 99.2
12・2・3 衛生手数料	—	50,400	50,400	0	0	—	100.0
19・6・2 弁償金	—	9,200	9,200	0	0	—	100.0
19・6・8 雑入	—	1,866	1,866	0	0	—	100.0
計	—	2,140,566	2,124,766	0	15,800	—	99.3

歳入（繰越明許費に係るもの）

○市民課（各出張所を除く）

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
13・2・1 総務費 国庫補助金	円 95,961,000	円 95,961,000	円 26,567,000	円 0	円 69,394,000	% 100.0	% 27.7

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・3・1 戸籍住民登録費	円 140,036,000	円 54,218,278	円 39,221,180	% 38.7	% 28.0
2・3・2 出張所費	120,356,000	75,621,142	41,342,826	62.8	34.4
2・5・2 人口動態 統計調査費	362,000	111,406	111,406	30.8	30.8
2・5・3 人口動向 統計調査費	222,000	71,090	71,090	32.0	32.0
計	260,976,000	130,021,916	80,746,502	49.8	30.9

(注) 各出張所の歳出については、市民課において執行されており、市民課分と併せて一括して計上されている。

歳 出 (繰越明許費)

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・3・1 戸籍住民登録費	円 95,961,000	円 31,343,000	円 31,343,000	% 32.7	% 32.7

当課及び各出張所の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

○市民課

- (1) 市営墓地使用許可証の書替え及び再交付手数料に係る収納事務において、申請者が許可証の郵送を希望する場合は、窓口で申請書を受け付けた際に手数料を徴収しているが、即座に領収書を交付せず、許可等の決裁が下りた後に許可証と一緒に郵送されていた。また、手数料も、決裁が下りるまで市の歳入とせず、手提げ金庫で保管されていた。一宮市会計に関する規則に基づ

き、手数料を徴収したときは直ちに領収書を交付するとともに、収納の都度調定をし、翌日までに指定金融機関等に払い込むよう留意されたい。

(2) 郵便切手の管理について、郵便切手受払簿に日々使用枚数が記載されていたものの、残数を記載する様式になっていなかったため、現在高が把握できない状態であった。また、定期的に現物との照合が行われていなかったため、受払簿上の残数と保有枚数が一致していなかった。常に郵便切手の保有枚数が把握できるよう受払簿の様式を改めるとともに、定期的に受払簿の記載内容と現物との照合、確認を行うなど適正な管理に努められたい。

(3) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 出張所清掃業務契約において、契約内容に特別清掃や除草作業、受水槽等に係る作業など年1回の作業を含むため毎月の業務量に差があり、契約書で月当たりの完了分を支払うことと定められているにもかかわらず、支払計画書で月々の支払金額を契約金額の12分の1とされていた。特別清掃等の積算基礎を明確にし、原則として、出来高に応じた支払いを行うよう改められたい。

イ 同契約において、契約書で定められている提出物が一部提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導されたい。

ウ 西成出張所エレベーター保守点検業務委託契約において、契約書で、作業の一部を第三者に再委託することができると定められていた。また、出張所冷暖房設備保守委託契約始め4契約において、契約書に、一括再委託の禁止条項や業務の一部を再委託する場合の事前承認に関する条項が記載されていなかった。不適切な再委託等が行われることを防止するため、業務の一部を再委託する場合は、事前に市の承諾を得るよう契約書を改めるとともに、契約書には必要事項を漏れなく記載されたい。

エ 個人番号カード交付に関する業務委託契約において、随意契約とする理由や適用条項、1者からの見積りによる随意契約とする理由が見積書の提出依頼に係る決裁に記載されていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

○各出張所

(1) 臨時職員賃金において、浅井町出張所で、勤務時間数の集計処理に誤りがあり、1時間分の過払いがあった。過払い分を返還させるなど、諸手続きに

より是正されるとともに、算定誤りが生じないように的確な事務処理をされたい。

(2) 週休日の勤務において、西成出張所で、7時間30分の連続勤務にもかかわらず休憩時間が与えられていなかった。労働時間が6時間を超える場合には45分以上の休憩を与える必要があるため、労働基準法の規定に従い適切な労務管理をされたい。

(3) 諸証明手数料等に係る出納事務において、手数料は担当者が現金、日計表（申請書の集計表）の金額、レジスターの精算レシート（1日の売上げの集計）の金額の3点を照合し収納しており、レジスターの打ち間違いなどによってレジマイナス処理（レジスターの取消処理）を行った場合は、誤入力により未交付となったレシート（領収書）とレジマイナス処理したレシートを日計表に貼付し、レジマイナス処理の合計回数及び合計金額が記載された精算レシートと照合し、点検している。しかしながら、西成及び大和町出張所で、未交付となったレシート等が一部保管されておらず、日計表に貼付された未交付分のレシート等と精算レシートでレジマイナス処理の回数及び金額が一致していなかった日があった。手数料の徴収や点検が適正に行われたことを明確にし、現金収納に関わる不正を防止する体制をより強化するため、誤入力により未交付となったレシート等を必ず保管するようにされたい。

◎尾西事務所 総務管理課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	総務管理グループ 6名	○尾西庁舎の施設の管理に関する事務 ○所管区域内の自治組織に関する事務
	専任課長 1名	○公印の管守及び文書管理に関する事務
	課長補佐 2名	○車両の管理に関する事務
	主任 1名	○合併前の尾西市の区域に関する事務のうち市長が
	嘱託 2名	定めるもの
計 7名		

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・1 総務使用料	円 4,556,000	円 11,664	円 11,664	円 0	円 0	% 0.3	% 100.0
19・6・8 雑 入	46,000	19,829	19,539	0	290	43.1	98.5
計	4,602,000	31,493	31,203	0	290	0.7	99.1

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・14 尾西庁舎費	円 86,379,000	円 48,602,550	円 22,301,124	% 56.3	% 25.8

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 清掃業務委託契約において、契約書で定められている提出物が一部提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導されたい。

イ 尾西庁舎電話交換機保守業務委託契約において、契約書で、完了した業務について書面で報告させ、その検査を行った後、請求により委託料を支払うことと定められているが、報告書を提出させることなく、毎月請求された委託料が支払われていた。完了報告書を提出するよう契約の相手方を指導するとともに、書面で履行確認を行うよう徹底されたい。

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌	
課	市民・保険グループ 15名	○戸籍、住民基本台帳及び印鑑に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関する事務	
	専任課長 1名	○国民健康保険に関する各種届、申請書等の受付及び保険証の交付に関する事務	
	課長補佐 3名		
	主査 4名	○国民年金に関する各種届、申請書等の受付に関する事務	
	主任 2名		
	主事 3名	○福祉医療費に関する各種届、申請書等の受付及び受給者証の交付に関する事務	
	書記 1名		
	嘱託 1名	○埋火葬の許可及び斎場使用の許可に関する事務	
	長	福祉グループ 5名	○市税の各種届、申請書等の受付及び証明に関する事務
		専任課長(再掲) 1名	○生活保護に関する事務
課長補佐 1名		○障害者の福祉に関する事務	
主査 1名		○障害者手当・障害者手帳の交付等並びに更生医療及び育成医療に関する事務	
主事 2名			
書記 1名		○介護保険に関する各種届、申請書等の受付及び証明に関する事務	
1 名		○高齢者の生きがいづくり等に関する事務	
		○高齢者の福祉に関する事務	
		○子育て支援に関する事務	
		○児童、女性及びひとり親家庭の福祉に関する事務	
		○児童、ひとり親家庭等に係る福祉給付に関する事務	
		○市営住宅家賃の納付書の発行に関する事務	
計 21名			

2 予算執行状況

(1) 一般会計

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 7,162,050	円 7,028,900	円 0	円 133,150	% —	% 98.1
12・2・3 衛生手数料	—	96,000	93,600	0	2,400	—	97.5
19・6・2 弁償金	—	44,000	43,200	0	800	—	98.2
計	—	7,302,050	7,165,700	0	136,350	—	98.1

(注) 予算現額は、市民課等において一括して計上されているため、本表には、
数値を掲載していない。

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・14 尾西庁舎費	円 6,941,000	円 3,204,481	円 3,152,945	% 46.2	% 45.4

(2) 国民健康保険事業特別会計

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
2・1・1 総務手数料	円 —	円 3,200	円 3,200	円 0	円 0	% —	% 100.0

(注) 予算現額は、保険年金課において一括して計上されているため、本表には、
数値を掲載していない。

国民健康保険事業特別会計の歳出については予算なし。

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 諸証明手数料等に係る出納事務において、手数料は担当者が現金、日計表（申請書の集計表）の金額、レジスターの精算レシート（1日の売上げの集計）の金額の3点を照合し収納しており、レジスターの打ち間違いなどによってレジマイナス処理（レジスターの取消処理）を行った場合は、誤入力により未交付となったレシート（領収書）とレジマイナス処理したレシートを日計表に貼付している。しかしながら、レジマイナス処理の合計回数及び合計金額が記載された精算レシートを廃棄していたため、未交付となったレシート等との照合、点検が行われていなかった。手数料の徴収や点検が適正に行われたことを明確にし、現金収納に関わる不正を防止する体制をより強化するため、レジマイナス処理が記載された精算レシートを必ず保管し、照合、点検を行われたい。
- (2) 印鑑登録証交付事務において、受払簿に記載誤りがあり、定期的に現物との照合も行われていなかったため、受払簿上の残数と保有枚数が一致していなかった。受払簿への記載を適正に行うとともに、定期的に受払簿の記載内容と現物との照合、確認を行うなど適正な管理に努められたい。

◎木曾川事務所 総務管理課

1 組織及び事務分掌

組 織		事 務 分 掌
課 長 1 名	総務管理グループ 2名	○木曾川庁舎の施設の管理に関する事務 ○所管区域内の自治組織に関する事務
	専任課長 1名	○公印の管守及び文書管理に関する事務
	課長補佐 1名	○車両の管理に関する事務 ○合併前の木曾川町の区域に関する事務のうち市長が定めるもの
	計 3名	

2 予算執行状況

歳 入

区 分 科 目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・1・1 総務使用料	円 229,000	円 215,650	円 215,650	円 0	円 0	% 94.2	% 100.0
19・6・8 雑 入	34,000	36,616	36,556	0	60	107.7	99.8
計	263,000	252,266	252,206	0	60	95.9	100.0

歳 出

区 分 科 目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・15 木曾川庁舎費	円 56,713,000	円 33,495,287	円 16,251,653	% 59.1	% 28.7

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 一宮市木曾川庁舎建物清掃業務委託契約において、契約書で、「乙は、別紙仕様書により、業務の実施計画を策定し、その結果等を乙の従業員に記録させ、甲の指示にしたがって提出させなければならない。」(甲は市、乙は契約の相手方)と定められているが、実施計画書の提出を指示しておらず、提出させていなかった。効率的かつ効果的な清掃が行われるには実施計画書の策定、提出は必要であるため、契約の相手方に実施計画書の提出を求めるとともに、確実に提出されるよう契約書の条文を改められたい。

2 予算執行状況

(1) 一般会計

歳 入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
12・2・1 総務手数料	円 —	円 5,093,000	円 5,019,100	円 0	円 73,900	% —	% 98.5
12・2・3 衛生手数料	円 —	円 28,800	円 24,800	円 0	円 4,000	% —	% 86.1
19・6・2 弁償金	円 —	円 29,400	円 29,000	円 0	円 400	% —	% 98.6
計	円 —	円 5,151,200	円 5,072,900	円 0	円 78,300	% —	% 98.5

(注) 予算現額は、市民課等において一括して計上されているため、本表には、数値を掲載していない。

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
2・1・15 木曾川庁舎費	円 5,582,000	円 2,398,717	円 2,398,717	% 43.0	% 43.0

(2) 国民健康保険事業特別会計

歳 入

区分 科目	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額 (D)	収入 未済額 (E)	予算 執行率 $\frac{(B)}{(A)}$	収入率 $\frac{(C)}{(B)}$
2・1・1 総務手数料	円 —	円 800	円 800	円 0	円 0	% —	% 100.0

(注) 予算現額は、保険年金課において一括して計上されているため、本表には、数値を掲載していない。

国民健康保険事業特別会計の歳出については予算なし。

当課の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

- (1) 諸証明手数料等に係る出納事務において、手数料は担当者が現金、日計表（申請書の集計表）の金額、レジスターの精算レシート（1日の売上げの集計）の金額の3点を照合し収納しているが、現金と日計表の金額は一致していたものの、精算レシートと一致していなかった日が、調査対象期間中9日あった。また、現金、日計表の合計金額、精算レシートの合計金額は一致していたものの、レジスターの打ち間違いなどにより精算レシートの内訳を手書きで修正している日が散見された。レジスターの打ち間違いを皆無とすることは現実的には難しいが、レシートは領収書であり現金収納を確認する上で重要なものであるので、レジの取扱いについては慎重を期すとともに、レジ入力の精度向上のための対策を講じられたい。また、金額の不一致や内訳に誤りがあった場合には、その都度原因を究明し、理由を日計表に明記するなど処理の経過を記録されたい。

◎ 中央看護専門学校

1 組織及び事務分掌

○教務課

組 織		事 務 分 掌	
課 長 1 名	専任課長	2名	○教育計画の立案に関する事。 ○担任科目の教授及び実習指導に関する事。 ○学生の学習指導及び生活指導に関する事。 ○講師の委嘱及び調整に関する事。 ○実習施設との連絡調整に関する事。 ○入学試験に関する事。 ○学生の成績評価に関する事。 ○学生の健康管理に関する事。 ○教材、教具及び図書を選定及び管理に関する事。 ○上に掲げるもののほか、学校の教務に関する事。
	課長補佐	3名	
	主 査	1名	
	主 任	7名	
	計		

* 学校長は一宮市立市民病院長が兼務。

○事務局

組 織		事 務 分 掌	
事 務 局 長 1 名	主 査	1名	○学校の行事の企画に関する事。 ○学校の事業の申請、変更及び取消しに関する事。 ○施設・設備の整備、維持及び管理に関する事。 ○学生募集及び入学に関する事。 ○授業料等の徴収に関する事。 ○学校の予算、決算及び補助金に関する事。 ○諸証明の発行に関する事。 ○上に掲げるもののほか、学校の庶務に関する事。
	嘱 託	1名	
計		3名	

2 予算執行状況

歳 入

区分 科目	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算 執行率	収入率
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(B)}$
12・1・3 衛生使用料	円 17,430,000	円 8,568,415	円 8,568,415	円 0	円 0	% 49.2	% 100.0
12・2・3 衛生手数料	4,770,000	0	0	0	0	0.0	—
19・6・8 雑 入	5,142,000	930,769	926,699	0	4,070	18.1	99.6
計	27,342,000	9,499,184	9,495,114	0	4,070	34.7	100.0

歳 出

区分 科目	予算現額 (A)	支出負担 行為済額 (B)	支出済額 (C)	予算執行率	
				$\frac{(B)}{(A)}$	$\frac{(C)}{(A)}$
4・1・8 中央看護 専門学校費	円 46,832,000	円 29,707,509	円 17,560,226	% 63.4	% 37.5

当学校の組織・事務分掌及び予算執行状況は前記のとおりであり、その事務はおおむね適正に処理されていたが、次の事項については、留意されたい。

[留意事項]

(1) 契約に関する事務において、次のような箇所が見られたので留意し、事務の万全を期されたい。

ア 清掃業務委託契約において、契約の相手方の見積書に記載された委託料の積算根拠となる定期清掃作業面積が、一部で仕様書に記載された面積より大きくなっていました。不必要な作業が行われていないか確認するとともに、契約金額について契約の相手方と協議されたい。また、見積書の受領時には、内容確認を徹底されたい。

また、契約書で定められている提出物が一部提出されていなかった。契約に基づく提出物は漏れなく提出するよう契約の相手方を指導されたい。

さらに、定期清掃の作業回数について、仕様書に添付されている各階の作業一覧表と定期清掃作業表で、一部一致しておらず、契約書類の間で整合性が取れていなかった。整合性が取れた契約書類となるよう内容確認を徹底されたい。

イ 受水槽・高置水槽清掃等業務委託契約において、学校保健安全法の規定に基づく学校環境衛生基準及び仕様書で定められた水質検査項目のうち、遊離残留塩素について、検査結果報告に記載されていなかった。検査は実施されていたという説明は受けたものの、報告書には検査結果を漏れなく記載するよう契約の相手方を指導するとともに、内容確認を徹底されたい。

ウ 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約において、年度ごとに契約を締結しているにもかかわらず、契約書に添付された自家用電気工作物の保安管理業務委託細目書に自動更新条項が付されており、単年度の契約期間が毎年度継続する内容となっていた。長期継続契約を締結できるものとして条例で定めている契約に該当しないため、自動更新条項を削除し、的確な事務処理をされたい。

エ 空調設備保守点検業務委託契約において、実際には点検及び必要に応じ保守業務を行わせているとのことであったが、契約書に保守業務についての記載がされていなかった。必要事項は漏れなく記載し、的確な事務処理をされたい。

(2) 出納に関する事務について、手提げ金庫の中に、出所不明な現金 143 円が保管されていたので原因を調査し、的確な処理をされたい。

(3) 公印の管守について、公印カードの公印管守記録が更新されていなかったもので、必要事項を記載し、的確な事務処理をされたい。